イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
附　則	附　則
この告示の規定によりなお従前の例によることとされた特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする法により国が行う土地改良事業であって、その負担金の支払期間の始期が平成二十八年度以降であるものについて、都道府県が法第九十条第八項の規定により関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担金の部分の利率は、この告示の規定にかかわらず、年〇・二パーセントとする。	この告示の規定によりなお従前の例によることとされた特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする法により国が行う土地改良事業であって、その負担金の支払期間の始期が平成二十八年度以降であるものについて、都道府県が法第九十条第八項の規定により関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営市町村特別申請事業によって利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担金の部分の利率は、この告示の規定にかかわらず、年〇・一パーセントとする。

第四　平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号（土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
土地改良法施行令第五十二条の二第一項第一号及び第三項第二号、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の農林水産大臣の定める率は、年〇・二パーセントとする。	土地改良法施行令第五十二条の二第一項第一号及び第三項第二号、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の農林水産大臣の定める率は、年〇・一パーセントとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十九年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

〇経済産業省告示第二十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成三十年二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
〇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件 （平成十四年七月十日経済産業省告示第二百六十八号） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる機関に、同表中欄に掲げる予算科目に係る同表下欄に掲げる事務を委任したので、施行令第十六条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。	〇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件 （平成十四年七月十日経済産業省告示第二百六十八号） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる機関に、同表中欄に掲げる予算科目に係る同表下欄に掲げる事務を委任したので、施行令第十六条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。